

研究所だより

研究成果を 社会貢献に 生かす

「玉川大学技術交流支援室」 の設置

学術研究所技術交流支援室コーディネータ

鈴木 光

大学の「第三の使命」

今まで大学の役割は、「教育・人材育成」と「学術的研究」という二つの使命が中心でした。最近では、大

学の研究成果である知的資源を産業界に移し（技術移転）、産業の振興と国の経済発展に役立てようという第三の使命、「社会貢献」が強く求められています。



特許出願へ向けての打ち合わせをする筆者（左）

技術移転を支援する機関として、全国にTLO（Technology Licensing Organization）が生まれ始めましたが、玉川大学でも昨年一月に「玉川大学技術交流支援室」（TULO）を学術研究所内に設置し、積極的に大学の研究成果を生かすことになりました。

産学連携の必要性とTLO

大学の研究を社会に生かすには、

企業の持つ応用技術と組み合わせる必要があります。そこで「産学連携」が重要になりますが、今まで大学と企業の研究者が適切な形で協力するケースは大変少なく、貴重な研究成果が十分生かされていませんでした。

我が国では「産学官連携」を促進するために、平成一〇年八月に「大学等技術移転促進法」（略称TLO法）が制定され、それを契機に各地で「大学内TLO」やいくつかの大学で共有の「株式会社TLO」が生まれるようになりました。

アメリカでは、早くから国や大学の研究成果を「知的財産」として位置づけ、特許を重視するプロパテント政策を打ち出したことにより、多くの大学でTLOが誕生しました。ベンチャー企業が育成され、産業界が刺激を受けたことで、永年アメリカの好景気を支えてきたと言われています。

最近では、ヨーロッパやアジアの

● 図 TuTLOの役割



国々でも同様な動きが活発化しています。

「玉川大学技術交流支援室」の役割

TuTLOは玉川大学内のTLO機関です。

左図のとおり、大学と企業の間

に存在して、産学連携を促進する役割を担います。

具体的には、①研究成果の発掘・評価、②特許出願などの支援、③その権利の企業への実施許諾、④対価として企業から実施料の収入、⑤大学や研究者に研究費として配分、という業務を行います。

このような一連の流れを「知的創造サイクル」と言いますが、私たちの役割はこのようなサイクルをつくりだすことです。

発明は誰のものか

「職務発明規程」

理工系だけでなく、教材やビジネスモデルの開発など、学園のあらゆる職場で、発明の機会があります。従来、教職員の発明は「職務発明」とみなされ、「特許等を受ける権利」はほとんど使用者側に帰属していました。

最近では研究意欲を重視するようになったため、発明者の権利配分

条件を公開した上で、権利を使用者に譲渡することが通例となりました。

玉川学園でも昨年一一月に「職務発明規程」及び「運用細則」が制定され、発明者の権利が明示されています。

例えば、権利が譲渡された場合は一件一万円、特許権が付与された場合は更に一万円、また企業に実施許諾して収入を得た場合は、年間収入が二〇〇万円以下は発明者に六〇%、二〇〇万円以上は発明者に四五%が支払われることになっています。なお、この規程は学園の全教職員が対象で、発明者の権利は退職後も継統されることになっています。

このようなTLOの活動は、準備の過程を含めて、すでに一件の特許出願や共同研究に対する契約書作成、研究開発補助金の申請などのお手伝いをしています。

今後とも「職務発明規程」の趣旨をご理解いただき、ぜひともご協力・ご連絡をお願いいたします。